

## 十和田市まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定支援業務仕様書

1. 委託業務名 十和田市まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定支援業務

2. 委託等の場所 十和田市全域

### 3. 趣旨

本仕様書は、十和田市（以下「発注者」という。）が実施する十和田市まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定支援業務（以下「本業務」という。）に関して必要な事項を定めるとともに、受注者が履行しなければならない事項を定めるものである。

### 4. 業務目的

本業務は、十和田市人口ビジョン（以下、「人口ビジョン」という。）及び十和田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）を策定するにあたり、民間の豊富な経験と専門性を活用するとともに、策定に係る業務を円滑に遂行することを目的とする。

5. 委託期間 契約締結の日から平成28年2月29日までとする。

### 6. 業務内容

#### (1) 人口ビジョンの策定支援

- ① 2060年までを基本とした将来人口の推計と分析  
出生率や移動率等について仮定値を変えた人口推計の比較を行う。
- ② 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察  
将来の地域住民の生活や地域経済、地方行財政に与える影響について分析・考察する。
- ③ その他  
人口ビジョンを策定するにあたり、将来展望を策定するための調査や策定に当たっての総合的な助言を行う。

#### (2) 総合戦略の策定支援

- ① 人口ビジョンにおける目標達成のための課題整理  
人口ビジョンを踏まえた上で、国及び県の総合戦略の政策分野を勘案して、目標達成に向けた課題の整理を行う。
- ② 総合戦略に盛り込む施策に関する事例等の情報提供及び助言  
課題を解決する手段として、総合戦略に盛り込む施策に関し、先行事例等の情報提供を行うとともに、施策内容等に関する助言を行う。

- ③ 総合戦略における重要業績評価指標（K P I）の設定に関する助言  
上記②で定める具体的な施策に関し、各施策の効果を客観的に検証できるようにするため、施策ごとに設定するK P Iに関し助言を行う。
- ④ その他  
上記①から③までに示した項目のほか、人口ビジョンで示す将来の方向性を具現化していくため、平成27年度から平成31年度における具体的な取組等を取りまとめた総合戦略の策定について、助言を行う。

### (3) 基礎調査（平成27年6月～11月に実施）

人口ビジョン及び総合戦略の策定に当たっての基礎的な調査分析を行う。

- ① 人口の現状分析  
次の項目について、時系列の状況分析及び他市町村比較を行う。  
なお、対象とする範囲及び比較する市町村は、発注者と受注者が協議して定める。
- ・人口（男女別、年齢区分別、配偶関係別等）
  - ・出生数（女性の年齢区分別出生数及び出生率等）
  - ・死亡数（死因別、年齢区分別、男女別等）
  - ・転入・転出者数（転入元・転出先別、年齢区分別、男女別等）
  - ・その他
- ② 人口増減要因（自然増減及び社会増減）の分析  
次の項目について、時系列の状況分析及び他市町村比較を行う。  
なお、対象とする範囲及び比較する市町村は、発注者と受注者が協議して定める。
- ・出生数に影響を与える要因
  - ・人口移動（転入・転出）に影響を与える要因
  - ・その他
- ③ 地域経済に関する地域特性、地域資源の分析  
地域経済に関する分析を行い、町の強みや弱み等について整理する。  
なお、対象とする範囲及び比較する市町村は、発注者と受注者が協議して定める。
- ④ 意向調査  
地域住民等のニーズ把握や政策提案の聞き取りなどを目的とした十和田市総合戦略会議及びワーキンググループ等の運営支援（5回程度）を行う。  
ワーキンググループ及び市が行う関係団体（金融・産業等）とのヒアリングで得たニーズ等の情報を踏まえ必要な分析をし、施策提案や先進事例の情報提供などの支援を行う。

## 7. 提出書類

### (1) 委託契約締結後

- ① 着手届
- ② 主任技術者届、経歴書
- ③ 業務工程表

### (2) 業務完了後

- ① 完了届
- ② 成果品

## 8. 管理技術者及び技術者

管理技術者は、業務の全般にわたり、技術管理を行うものとする。

なお、本業務の円滑な進捗を図るため、実施前に発注者、受注者十分協議を行うとともに、常に連絡を密にし、業務に支障のないようにするものとする。

## 9. 資料の貸与

受注者は、本業務に必要な資料を発注者より借り受けるものとするが、適正な管理をもって行うとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

## 10. 検査

本業務実施中、受注者は必要に応じて発注者の部分検査を受け、業務完了後は最終検査を受けるものとする。なお、加除・訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとし、それに要する経費は受注者が負担するものとする。

## 11. 成果品

本業務における、成果品及びその提出期限は下記のとおりとする。

番号	内容	部数	提出期限
1	意向調査、人口ビジョン及び総合戦略の策定に当たり必要な資料	1部	市が指示する期限
2	人口ビジョン（素案）	1部	平成27年7月31日
3	基礎調査報告書	1部	平成27年11月30日
4	総合戦略（素案）	1部	平成27年11月30日
5	委託業務実施報告書	1部	平成28年2月29日
6	上記に係るデータ	一式	市が指示する期限

## 12. その他

### (1) 法令等の遵守

受注者は本業務の履行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

### (2) 費用の負担

本業務に伴う必要な経費は、仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

### (3) 秘密の保持

本業務において、受注者の社員は、在職中はもとより退職後といえども業務上知り得た秘密を何人にも漏洩してはならないものとする。

### (4) 損害賠償

受注者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに発注者に報告し、最善の処置を行わなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には受注者が自己の責任において一切を処理するものとする。

### (5) 成果品の帰属

本業務で履行した内容はすべて発注者の所有とし、調査結果についても発注者の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

### (6) 疑義

受注者は本業務の実施に際しては、常に発注者との連絡を密にし、疑義が生じた場合等事業の遂行に支障を来す恐れがある場合には、速やかに発注者と協議し、その指示に従うものとする。

また、発注者へ提出された写真、イラスト、グラフ等については、以後、発注者が使用するにあたり、支障のないものとする。

以 上